

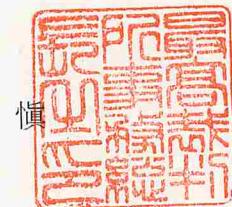
最高裁秘書第830号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月26日付け（3月1日受付、第020995号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

(1) 「固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求事件について」と題する文書（片面で1枚）

(2) 「不当利得返還請求事件について」と題する文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求事件について

事案の概要

本件は、那覇市の住民である原告が、被告那覇市長を相手に、同市の設置、管理する都市公園内に儒教の祖である孔子等を祀った廟（以下「本件施設」という。）を設置することを被告補助参加人に許可した上で、その敷地の使用料の全額を免除した当時の市長の行為は、政教分離原則に基づく憲法の諸規定（政教分離規定。憲法20条1項後段、3項、89条。）に違反し、無効であり、平成26年4月1日から同年7月24日までの間の使用料181万7063円を請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件施設が宗教的性格を有する施設であること、本件施設の敷地の使用料の全額を免除した当時の市長の行為は、その直接の効果として、被告補助参加人等による本件施設を利用した宗教的活動を容易にするものであること、上記行為は、一般人の目から見て、那覇市が被告補助参加人の活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないことなどの事情を社会通念に照らして総合的に判断し、上記行為は、那覇市と本件施設との関わり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであるとして、政教分離規定に違反し、違憲無効であるとした。その上で、原判決は、条例等において、被告は都市公園の使用料の一部を免除することができる旨規定されており、本件施設の敷地の使用料の全額を徴収しないことが直ちに違法であるということはできないとして、具体的金額を明示することなく、被告が被告補助参加人に対して平成26年4月1日から同年7月24日までの間の使用料を請求しないことが違法であることを確認することを求める限度で原告の請求を一部認容し、その余の請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、①上記の免除が、政教分離規定に違反し、違憲無効といえるか否か、②上記の免除が違憲無効である場合、被告が被告補助参加人に対して本件施設の敷地の使用料の全額を請求しないことが違法であるか否かである。

不当利得返還請求事件について

事案の概要

別紙フローのとおり、上告人国（第1審被告）は被上告人栃木県（第1審原告）に対し、栃木県は宇都宮市に対し、宇都宮市は事業実施事業者に対し、補助金2億6113万8000円を交付し、同事業者は同補助金を主要な財源として堆肥化施設を整備した。国（関東農政局長）の栃木県に対する補助金の交付決定には、交付事業者である栃木県が、「間接交付事業者に対し事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分についての承認をしようとするときは、あらかじめ関東農政局長の承認を受けなければならない」との条件（本件交付決定条件）・別紙フローⒶ）が附されていた。

その後、別紙フロー①～⑥のとおり、同施設に対する担保権の設定について申請及び承認がされ、担保権が設定された。さらに、⑦～⑭のとおり、申請及び承認の手続を経て、同施設について担保権が実行され、売却された。その際、栃木県は、補助金等適正化法22条に基づき、承認を申請したところ（⑩）、関東農政局長は、国庫補助金相当額の納付を条件（本件附款・Ⓑ）として承認（本件承認・⑪）し、その後、栃木県は、国の国庫補助金相当額1億9659万0956円の納付の求め（⑮）に応じ、同金額の納付（本件返納・⑯）をした。

本件は、栃木県が、本件承認は法令上の根拠を欠き、本件附款も法的効力が認められないから、国は本件返納により法律上の原因なく上記金額を利得したとして、国に対し、不当利得返還請求権に基づき、同額の支払を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、本件承認は、補助金等適正化法7条3項による本件交付決定条件（Ⓐ）ではなく、同法22条を根拠としてされたものというべきところ、同条は本件には適用されず、根拠法条を誤ったものであるとした上、（1）いわゆる違法行為の転換により、本件承認が同法7条3項による本件交付決定条件を根拠としてされたものとして法的根拠のあるものとすることはできず、（2）本件承認は、本件交付決定条件において承認の対象とならない担保権の実行を対象としてされた法的根拠を欠く無効なものであって、本件附款も無効であり、本件返納は法律上の原因なくされたとして、栃木県の請求を認容した。

◇ 本件の争点は、（1）本件承認を同法7条3項による本件交付決定条件を根拠としてされたものとすることができますか、（2）本件承認の対象は何か、である。

